

令和3年第2回会津若松市

農業委員会総会議事録

- 1 日時 令和3年2月22日 午後1時30分から
- 2 場所 会津若松市役所北会津支所ピカリンホール
- 3 委員 農業委員19名 農地利用最適化推進委員 18名
- 4 出席した農業委員 19名

1番委員	庄司 遼	2番委員	多田 善信	3番委員	長尾 好章
4番委員	渡部 一夫	5番委員	折笠 康裕	6番委員	星 富士雄
7番委員	大竹 健司	8番委員	佐野 和枝	9番委員	小檜山 祐一
10番委員	丸山 世子	11番委員	吉田 和明	12番委員	渡邊 直也
13番委員	吉田 武幸	14番委員	弓田 秀一	15番委員	佐々木 隆夫
16番委員	渡部 裕末	17番委員	奈良橋 渉	18番委員	渡部 政美
19番委員	永井 茂				

出席した農地利用最適化推進委員 16名

1番委員	二瓶 正貴	2番委員	島影 盛継	3番委員	本田 武史
4番委員	室野井 建一	5番委員	佐藤 直意	6番委員	菅井 洋一
7番委員	鈴木 衛	8番委員	佐藤 恒男	9番委員	渡部 政治
10番委員	武田 久美子	11番委員	二瓶 幸太郎	12番委員	鈴木 純一
13番委員	皆川 庄司	14番委員	星 俊典	15番委員	高橋 一美
16番委員	岩橋 近芳	17番委員	棚木 信治	18番委員	手代木 久司

- 5 欠席した農業委員 0名

--	--	--	--	--	--

欠席した農地利用最適化推進委員 0名

--	--	--	--	--	--

- 6 出席した事務局職員

事務局長	赤谷 孝二	事務局次長	余田 郷太	副主幹	佐藤 良太郎
主任主査	阿部 雅子				

農政課

技師	藤田 優志				
----	-------	--	--	--	--

<p>会 長</p>	<p>只今より、令和3年第2回会津若松市農業委員会総会を開催いたします。 これより日程に基づき議事を進めますが、留意事項について先に申し述べます。 総会資料は個人情報であり、農業委員及び農地利用最適化推進委員には守秘義務が課されていることから、その取り扱いについては十分注意願います。 また、会議中においては、携帯電話のスイッチは切っておくか、マナーモードに設定願います。会議中の私語については、各自慎むようご協力をお願いいたします。また、会議中の飲食は、ご遠慮くださるようお願いいたします。 なお、議案に対する質問等については、挙手の上、許可を得た後に、起立いただき、発言をお願いいたします。 また、本日は議事に関係する委員がおられますので、該当する議案については、退席されますようご理解とご協力をお願いいたします。 本日出席の農業委員は19名でありまして、定足数に達しております。 また、会津若松市農業委員会総会会議規則第10条の規定により出席を求めたところ、農地利用最適化推進委員の出席は18名であります。 それでは只今より会議を開きます。</p>
<p>会 長</p>	<p>まず、議事録署名委員の指名についてであります。署名委員については、例により私からご指名したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>満場ご異議ないものと認め、ご指名申し上げます。農業委員16番・渡部 裕末委員、農業委員17番・奈良橋 渉 委員、以上二名の方をご指名申し上げます。ご了承願います。 始めに、議案第3号農地法第3条の規定による許可申請について を議題いたします。 提出案件について、各地区担当委員の調査報告を求めます。</p> <p>高野地区担当委員より1番について説明願います。</p>
<p>(農業委員14番) 弓田 秀一 委員</p>	<p>議案第3号1番について、農業委員14番弓田より、ご報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。 この案件については、農地の所有権の移転を許可しようとするものです。 調査月日は、2月20日午前9時より、地区担当委員2名が申請書記載内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p> <p>湊地区担当委員より2番について説明願います。</p>
<p>(農業委員4番) 渡部 一夫委員</p>	<p>議案第3号2番について、農業委員4番渡部より、ご報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。 この案件については、農地の所有権の移転を許可しようとするものです。 調査月日は、2月15日午後3時30分より、地区担当委員4名が申請書記載内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>各地区担当委員からの調査報告が終わりました。 本件について ご質問ございませんか。</p>

<p>会 長</p>	<p>(なし の声あり)</p> <p>それではお諮りします。議案第3号農地法第3条の規定による許可申請について を原案のとおり決することにご異議ございませんか。</p>
<p>会 長</p>	<p>(異議なし の声あり)</p> <p>満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第3号は原案のとおり決せられました。 次に、議案第4号農地法第4条の規定による許可申請について を議題といたします。 提出案件について、地区担当委員の調査報告を求めます。</p> <p>日橋地区担当委員より1番について説明願います。</p>
<p>(農業委員11番) 吉田 和明 委員</p>	<p>農業委員11番吉田より、議案第4号農地法第4条の規定による許可申請についての1番について、報告いたします。 申請の詳細は議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、農地法第4条第1項の規定に基づき、農業用倉庫及び農業用機械等置場を造成するものであります。 農地区分については第2種農地であり、申請地周辺の他の候補地では事業達成が困難なことから、転用許可可能なものであります。 なお、これは合同調査でありまして、2月17日午前9時30分から、農地部会より 吉田 部会長、大竹 副部会長、丸山 部会委員の3名の他、地区委員3名、事務局1名の計7名で実施したものであります。 本件については、農振法・都市計画法は手続き不要、土地改良区は協議済みであり、事業達成の確実性など、転用許可の一般基準からも特段異議ないものと認められました。 報告は以上です。</p> <p>本件につきましては、農地部会との合同調査となっておりますので、その調査結果を農地部会長より報告願います。</p>
<p>農地部会長 吉田 武幸 委員</p>	<p>地区担当委員の報告のとおり、農地部会でも何ら異議ないものと認めて参りましたことを報告します。</p>
<p>会 長</p>	<p>地区担当委員及び農地部会長からの調査報告が終わりました。 本件についてご質問ございませんか。</p> <p>(なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>それではお諮りします。議案第4号農地法第4条の規定による許可申請についてを原案のとおり決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第4号は原案のとおり決せられました。 次に、議案第5号の審議に移る訳ですが、私に関する案件がありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき退席の許可を願います。 以降の進行は、渡部会長職務代理者をお願いします。</p>

<p>会長職務代理者</p>	<p>永井会長 退席</p> <p>議長を交代いたしました。それでは、議案第5号農用地利用集積計画の作成について を議題といたします。</p> <p>(※農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき退席)</p> <p>長尾 好章 委員 退席 折笠 康裕 委員 退席 星 富士雄 委員 退席 吉田 和明 委員 退席 渡邊 直也 委員 退席</p> <p>(※関係する議案により退席 農地利用最適化推進委員)</p> <p>皆川 庄司 委員 退席 高橋 一美 委員 退席</p>
<p>会長職務代理者</p>	<p>利用権設定についてお願いします。 各地区担当委員の調査報告を求めます。</p> <p>南四合・町北地区担当委員より1番から7番について説明願います。</p>
<p>(推進委員8番) 佐藤 恒男 委員</p>	<p>推進委員8番佐藤より議案第5号利用権設定の1番から7番について、ご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>1番から6番の案件につきましては、農家間における利用権設定であり、7番の案件については農地所有適格法人に対する利用権設定です。</p> <p>なお、4番の案件ですが、一部水田について、耕作条件が悪いため、賃借料が無償となっております。</p> <p>申請内容については、基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき2月15日午前9時より地区担当委員3名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会長職務代理者</p>	<p>旧市・一箕・東山地区担当委員より8番から10番について説明願います。</p>
<p>(農業委員10番) 丸山 世子 委員</p>	<p>農業委員10番丸山より議案第5号利用権設定の8番から10番について、ご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>これらの案件につきましては、農家間における利用権設定です。</p> <p>申請内容については、基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき2月15日正午より地区担当委員4名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会長職務代理者</p> <p>(農業委員14番) 弓田 秀一 委員</p>	<p>高野地区担当委員より11番から15番について説明願います。</p> <p>農業委員14番弓田より議案第5号利用権設定の11番から15番について、ご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>これらの案件につきましては、農家間における利用権設定です。</p> <p>なお、13番の案件につきましては、面積が多い高野地区委員により報告いたします。</p> <p>申請内容については、基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき2月20日午前9時30分より地区担当委員2名が調査を</p>

<p>会長職務代理者</p> <p>(推進委員 5 番) 佐藤 直意 委員</p>	<p>行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p> <p>神指地区担当委員より 16 番から 21 番について説明願います。</p> <p>推進委員 5 番佐藤より議案第 5 号利用権設定の 16 番から 21 番について、ご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>16 番の案件については、農業者年金受給継続のための利用権設定であり、17 番から 21 番の案件につきましては、農家間における利用権設定です。</p> <p>なお、16 番の案件につきましては、面積が多い神指地区委員により報告いたします。</p> <p>申請内容については、基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき 2 月 14 日午後 1 時より地区担当委員 3 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会長職務代理者</p> <p>(推進委員 11 番) 二瓶幸太郎 委員</p>	<p>大戸地区担当委員より 22 番から 23 番について説明願います。</p> <p>推進委員 11 番二瓶より議案第 5 号利用権設定の 22 番から 23 番について、ご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>これらの案件につきましては、農家間における利用権設定であります。</p> <p>申請内容については、基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、2 月 17 日午後 4 時より地区担当委員 2 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会長職務代理者</p> <p>(推進委員 12 番) 鈴木 純一 委員</p>	<p>荒井地区担当委員より 24 番から 33 番について説明願います。</p> <p>推進委員 12 番鈴木より議案第 5 号利用権設定の 24 番から 33 番について、ご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>27 番 28 番の案件については、青年等就農計画の認定を受けた新規就農者への利用権設定です。なお、畑として利用しますが、地目は田のため、賃借料は田の金額となっております。</p> <p>31 番の案件については、農地所有適格法人に対する利用権設定です。</p> <p>24 番から 26 番、29 番から 30 番、32 番から 33 番の案件につきましては、農家間における利用権設定です。</p> <p>申請内容については、基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき 2 月 15 日午後 2 時より地区担当委員 3 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会長職務代理者</p> <p>(農業委員 2 番) 多田 善信 委員</p>	<p>川南地区担当委員より 34 番から 44 番について説明願います。</p> <p>農業委員 2 番多田より議案第 5 号利用権設定の 34 番から 44 番について、ご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>37 番の案件につきましては、青年等就農計画の認定を受けた一般法人に対する利用権設定であり、41 番の案件については、農業者年金受給継続のための利用権設定です。また、43 番から 44 番の案件については、農地中間管理機構を活用した利用権設定であり、その他の案件については、農家間における利用権設定です。</p> <p>申請内容については、基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき 2 月 15 日午後 2 時より地区担当委員 3 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>

<p>会長職務代理者</p> <p>(推進委員 14 番) 星 俊典 委員</p>	<p>館ノ内地区担当委員より 45 番から 54 番について説明願います。</p> <p>推進委員 14 番星より議案第 5 号利用権設定の 45 番から 54 番について、ご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>これらの案件につきましては、農家間における利用権設定です。</p> <p>申請内容については、基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき 2 月 15 日午後 2 時より地区担当委員 2 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会長職務代理者</p> <p>(推進委員 6 番) 菅井 洋一 委員</p>	<p>八田地区担当委員より 55 番から 58 番について説明願います。</p> <p>推進委員 6 番菅井より議案第 5 号利用権設定の 55 番から 58 番について、ご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>55 番から 57 番の案件につきましては、農家間における利用権設定であり、58 番の案件については、一般法人に対する利用権設定です。</p> <p>申請内容については、基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき 2 月 21 日午前 9 時より地区担当委員 2 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会長職務代理者</p> <p>(推進委員 10 番) 武田久美子 委員</p>	<p>日橋地区担当委員より 59 番から 65 番について説明願います。</p> <p>推進委員 10 番武田より議案第 5 号利用権設定の 59 番から 65 番について、ご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>これらの案件につきましては、農家間における利用権設定です。</p> <p>申請内容については、基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき 2 月 17 日午前 10 時より地区担当委員 3 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会長職務代理者</p> <p>(推進委員 17 番) 棚木 信治 委員</p>	<p>堂島地区担当委員より 66 番から 71 番について説明願います。</p> <p>推進委員 17 番棚木より議案第 5 号利用権設定の 66 番から 71 番について、ご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>66 番から 68 番、および 70 番から 71 番の案件につきましては、農家間における利用権設定であり、69 番の案件については、青年等就農計画の認定を受けた新規就農者への利用権設定です。</p> <p>申請内容については、基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき 2 月 13 日午前 10 時より地区担当委員 3 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会長職務代理者</p>	<p>各地区担当委員からの調査報告が終わりました。本件についてご質問ございませんか。</p> <p>(なし の声あり)</p>
<p>会長職務代理者</p>	<p>それではお諮りします。議案第 5 号農用地利用集積計画の作成について を原案どおり決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p>

<p>会長職務代理者</p>	<p>満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第5号は原案のとおり決せられました。 ここで議長を交代いたします。</p> <p>永井会長 着席 長尾 好章 委員 着席 折笠 康裕 委員 着席 星 富士雄 委員 着席 吉田 和明 委員 着席 渡邊 直也 委員 着席 皆川 庄司 委員 着席 高橋 一美 委員 着席</p>
<p>会 長</p>	<p>議長を交代いたしました。次に、議案第6号農用地利用配分計画(案)に関する意見について を議題といたします。</p> <p>(※農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき退席) 大竹 健司 委員 退席</p>
<p>会 長</p>	<p>提案理由について、事務局より説明を求めます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>議案第6号農用地利用配分計画(案)に関する意見についてでございますが、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項において、市町村が農用地利用配分計画(案)を定めようとするときは、当該市町村の長は農業委員会に意見を聞くものとする定められておりますので、令和3年2月5日付け2農政第1434号で会津若松市長より意見を求められております農用地利用配分計画(案)に関する意見についてをご審議いただくものであります。 詳細につきましては、農政部農政課が参っておりますので、担当よりご説明申し上げます。</p>
<p>農政部農政課</p>	<p>日頃より、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様には、本市農政事業にご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。</p> <p>議案第6号農用地利用配分計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様にご審議いただきます。</p> <p>2月総会の案件は、高野地区、大豆田地区、赤井地区、崎川地区になります。11ページ上段をご覧ください。初めに高野地区の審議をお願いします。</p> <p>平成31年3月、令和2年10月の農業委員会総会におきまして、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様にご意見をいただいております。</p> <p>当該地区については、高野地区の工事エリアが縮小となったことで来年度耕作可能面積が増えたことによる耕作者の変更になります。11ページ 下段をご覧ください。大豆田地区になります。</p> <p>当該地区については、平成27年12月、令和元年6月の農業委員会総会におきまして、農業委員の皆様にも農用地利用配分計画(案)について、ご意見を頂戴しております。</p> <p>当該農地につきましては、農地集約のため借受者の変更を行う農用地利用配分計画(案)でございます。</p> <p>次に、12ページ上段をご覧ください。赤井地区になります。</p> <p>当該地区におきましては、平成26年12月、平成28年4月、平成29年4月、平成30年4月、平成30年5月、平成31年4月の農業委員会総会におきまして、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様にご意見を頂戴しております。</p> <p>次に、12ページ中段をご覧ください。崎川地区になります。</p>

	<p>当該地区では、平成27年3月、平成28年8月、平成29年6月、平成29年10月、平成31年2月の農業委員会総会におきまして、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様にご意見を頂戴しております。</p> <p>それぞれ農用地利用改善組合又は人・農地プランの話合いによって、農地の利用調整を図り、農用地利用配分計画（案）を作成したものです。</p> <p>詳細な内容は、議案書記載のとおりであります。</p> <p>以上で説明を終わらせていただきます。</p>
会 長	<p>このことについて、何か質問等ありませんか。</p> <p>（なし の声あり）</p>
会 長	<p>それではお諮りいたします。</p> <p>議案第6号農用地利用配分計画(案)に関する意見についてを 原案どおり決することに異議ございませんか。</p> <p>（異議なし の声あり）</p>
会 長	<p>満場ご異議ないものと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり決せられました。</p> <p>大竹 健司 委員 着席</p>
会 長	<p>次に、議案第7号現況確認証明願について を議題といたします。</p> <p>提出案件について、地区担当委員の調査報告を求めます。</p> <p>八田地区担当委員より1番について説明願います。</p>
(農業委員5番) 折笠 康裕 委員	<p>農業委員5番折笠より、議案第7号現況確認証明願についての1番について報告いたします。</p> <p>申請の詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>この案件につきまして、現地は平成元年頃より耕作をやめ、その後、山林・原野化し現在に至っているものであり、地目変更を行うための証明申請であります。</p> <p>なお、これは合同調査でありまして、2月17日午前10時10分から、農地部会より 吉田 部会長、大竹 副部会長、丸山 部会委員の3名の他、地区委員1名、事務局1名の計5名で実施したものであり、県現況確認証明書等交付事務取扱要領の規定に基づき、現況確認証明確認書の各項目について調査を行った結果、何ら異議ないものと認められましたので、ご報告いたします。</p>
会 長	<p>本件につきましては、農地部会との合同調査となっておりますので、その調査結果を農地部会長より報告願います。</p>
農地部会長 吉田 武幸 委員	<p>地区担当委員の報告のとおり、農地部会でも何ら異議ないものと認めて参りましたことを報告します。</p>
会 長	<p>地区担当委員及び農地部会長からの調査報告が終わりました。</p> <p>本件についてご質問ございませんか。</p> <p>（なし の声あり）</p>
会 長	<p>それではお諮りします。議案第7号現況確認証明願について を原案のとおり決することに異議ございませんか。</p>

会 長

(異議なし の声あり)

満場ご異議ないものと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり決せられました。

次に報告に移ります。

報告第4号農地法第3条の3 第1項の規定による届出について、
報告第5号農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、及び報告
第6号農地法第5条第1項第6号の規定による届出についての報告をお願いいた
します。

事務局より報告願います。

事務局

報告第4号、農地法第3条の3 第1項の規定による届出の1番から13番につ
いて、事務局よりご報告いたします。

届出の詳細については、議案書記載のとおりです。

これらの案件につきましては相続により権利取得したものであり、届出内容に
ついて審査した結果、受理相当と認められましたので、会津若松市農業委員会処
務規則第7条第1項の規定により事務局長の専決処分とし、同第7条第2項の定
めにより報告するものであります。

次に、報告第5号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、報
告いたします。

届出の詳細については、議案書記載のとおりです。

この案件につきましては、書類審査の結果、受理相当と認められましたので、
会津若松市農業委員会処務規則第7条第1項の規定により事務局長の専決処分と
し、同第7条第2項の定めにより報告するものであります。

都市計画法上の意見として、1番については、令和2年12月25日付け会津若
松指令開第1741号で許可した開発行為の内容を遵守してください。との意見が付
されています。

また、2番と3番には、①隣接する土地との境界を明確にしてください。②施
工の際は、隣接地に影響のないよう十分配慮してください。③必要に応じ、道路、
水路等について関係部局と協議してください。④敷地内の雨水排水等については、
下流側水路の流下能力を十分調査し、検討してから排水してください。との意見
が付されています。

加えて3番には、⑤隣接地を含め、土地の一体的利用が1,000㎡を超え、建築物
の建築を目的として造成を行う場合は、開発管理課と協議を行ってください。と
の意見が付されております。

次に、報告第6号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、報
告いたします。

届出の詳細については、議案書記載のとおりです。

これらにつきましては、書類審査の結果、受理相当と認められましたので、会
津若松市農業委員会処務規則第7条第1項の規定により事務局長の専決処分とし、
同第7条第2項の定めにより報告するものであります。

なお、この案件につきましては意見は付されておられません。

以上報告でございます。

会 長

以上、報告でございます。ご了承願います。

以上をもって、本日の会議日程は全部終了いたしましたので、これにて閉会と
いたします。

(午後2時10分 閉会を宣言する。)

この議事録は、事実と相違ないことを認め署名する。

令和3年2月24日

会津若松市農業委員会 会長

16番農業委員

17番農業委員